

令和元年台風第19号災害義援金の取扱いについて

令和元年台風第19号により被害を受けられた皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。1日も早い復旧、復興を心よりお祈りいたします。

信用金庫業界では、このたびの災害により被害を受けた方々を支援するため、下記により義援金を受付けておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. 寄付先

お客様の義援金は、日本赤十字社を通じて被災者の方々に寄付されます。

振込依頼書には、必ず送付先「台風19号義援金」をご記入ください。

2. 取扱期間

2019年10月21日～2020年3月31日

3. お振込先

信金中央金庫 本店

別段預金 台風19号義援金口

4. 振込手数料

無 料 (窓口の場合)

《所得税、住民税、法人税の寄付金控除の手続をとられる方へ》
日本赤十字社が発行する受領証が必要な方は、振込依頼時に窓口にお申し出ください。
お申し出のありました方には、日本赤十字社から後日、直接受領証が郵送されます。

※詳しくは信用金庫の窓口にてお尋ねください。

以 上